

第28回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年7月22日（木）18：30～21：15
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 杉原委員、岡本委員、大江委員、松浦委員、西島委員、小森委員、平田委員、菅野委員、宮田委員、三浦委員、平野委員、高崎委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第27回会議録（要旨）について 修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 議会からのたたき台に対する質問等の協議（前回配付した資料（（仮称）美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票）参照）

（事務局）

町民会議に諮ったうえで回答することとしている4項目について、順次検討していきたい。まず、項目のNo.5について協議をお願いしたい。

（委員）

この意見の主旨は、人間が正確な評価を果たしてできるのか、ということである。神の世界でなければ的確な評価はできない。だから、分からないわけではないが、このように規定してしまうのはいかがなものか、ということである。

（委員）

この点については結構議論があった。何をもちて的確に町民に知らせることができるのか。受け止め方は様々である。的確となるとなかなか難しいのではないかと。ただ、議会全体としてこういうことを反映させるように議会としての意見をまとめているわけではない。

（委員）

議会側が意思統一してこうしようとすることはまずいのではないかと。仮に議会が意思統一して提出した意見が町民会議で受け入れられなければどうなるだろうか。意見を出している個々人としては、自分の意見が正しいと思っている。それしかないのではないかと。議会が機関として、組織体としてまとめてしまうと、町民会議対議会ということにならざるを得ない。議会として事前審査的なことを行うことにならざるを得ない。意見を出している人にとっては、意見が通らなければ議会で修正提案することも考えているくらいの想いで出しているというふうな受け止めてもらえればよいということであった。ただ、議会としてすべての項目について勉強が終わっているわけではない。次回は8月3日に議会勉強会を開催する予定である。5人の委員を通して、勉強会での意見を伝えてほしいということ。

（委員）

議会対町民会議という構図になることは良くない。たたき台に対して、議員からの意見を出し、それを受け町民会議で再度検討して最終的に条文案が出てくる。それはそれで受け入れざるを得ないが、最終的には議会のチェックを受けることになる。

（副委員長）

最終的な案を仕上げるに当たっては、議会が勉強したうえで最終的に持つ意見との付け合わせが必要になるのではないかと。

（委員）

今後、議会に対しても中間報告会の開催が予定されている。そこで最終的なチェックはできるのではないかと。

（委員）

「議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供する」というところの意図するものを再度確認したい。

(副委員長)

議会の情報提供の重要性を考え、協議の結果、成文化されたものである。

(アドバイザー)

議員は重要な案件について意見を表明するので、それを公表してくださいという主旨。議員は賛成か反対かなどをの意見を議会広報やインターネットを使って公表してくださいという主旨である。意見を表明することは議員の仕事であり、それを公表することは問題ないのではないかとということである。

(委員)

「議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう」のところの主旨は何か。

(アドバイザー)

議員が議案に対してどう賛否を表明したのかによって議員の活動が見える、その情報を提供するという主旨だと思う。

(委員)

今の説明を受ければ理解できる。そのことをわかりやすく別の表現で記載できないものか。今のたたき台の文章では、説明があったようには受け止められない。委員がたたき台の意図することを聞かれてわからないということがあってはならない。共通の認識を持たなければならない。疑念が残るのであれば、解説で補足するなり、表現を修正する必要があると考える。

(委員)

議会の勉強会で出た意見としては、「インターネットや広報で議場でのやりとりは公開しているのではないか」、「各議員は自分で後援会や説明会で説明しているのではないか」、「4年に1回選挙がある」、「ここまで規定するのはどうなのか」という意見があった。

(委員)

「町民の評価が的確になされる」ということは非常に難しい。一方から見ると的確だと思っても、反対の方から見ればそれは的確ではない。どの評価が的確なのかということと、情報を公開することとは別だと思う。町民の評価というのは非常に難しい。情報の提供とその受け手のことを同時に規定することにはならないのではないかと。

(委員)

人は絶対的に正しい評価をすることができないということを前提にしたら、よりよく的確にということになると思う。絶対的な真理には近づけない。質問者の意図を汲んで「よりの確に」という意味で残しても良いのではないかと。町民の評価が一様ではないということは当然のことである。持っている情報をすべてオープンにしたうえで、Aという評価をする人もいれば、Bという評価をする人もいることは当然だと思う。「的確な評価」の結果が分かれてもそれは仕方ないと思う。

(委員)

「的確な」というのは町民にわかりやすい情報提供がされたうえでのこと。評価は町民それぞれがする。町民が判断しやすい、わかりやすい情報を提供する、という主旨にした方が良いのかもしれない。

(委員)

評価には人それぞれで温度差があるのは確かだ。町民としては広報なりインターネットなりで情報を知ることができれば良いので、その主旨の表現で書いてもらえば良いのではないかと。町民の判断材料として情報を提供してもらうということで良いのではないかと。

(副委員長)

主旨を理解していただき、今日出た意見なども踏まえ、条文の表現や解説・考え方の記載内容について、起草部会で再度検討するようにしたいが、よろしいか。

<出席委員了承>

(事務局)

次は No.15 の審議会等の運営に対する意見についてである。審議会等の運営については、前回の会議ですべて削除することで意見がまとまったところであるが、起草部会で

再度協議した結果、再度修正したたたき台を提案させていただくことになった。このこととも関連するので、No.15については飛ばさせていただきたい。

続いてNo.24の「第8章 行政の責務」についてである。この2つ目の所で、「行政は、町民との意見交換の場として、政策会議を年1回以上開催し、町民が町政に参加できるようにしなければならない」旨を追加してはどうかということである。このことについて協議願いたい。

(委員)

行政でもこのようなことを規定してはどうかという意見が出た。

(委員)

議会の勉強会では、議会に政策会議に関する規定がありながら行政にないのはなぜだという意見が相次いだ。

(副委員長)

行政側としては、審議会等様々な機会を通じて現実やっているという起草部会での認識である。

(委員)

行政が何をやっているか、発表の舞台は議会である。我々が一票を投じて選んだ議員に対して説明しているのであり、そこを飛び越えて行政が改めて意見で出されていることをやる必要があるのか。議会でもやり、審議会でもやっている。

(委員)

行政から提案を受ける議会側に対して政策の発表を課すことを規定しながら、政策の提案をする行政側に政策の発表を課す規定がないのはおかしいのではないかとということである。

(委員)

行政は、政策の発表は議会で行っている。町民にとってみれば、議会が何をやっているかわからないし、議員と会う機会も選挙の時くらいだというのはおかしいという考えで、年1回ということの規定して、議会と町民が接する機会を増やそう、議員が何をどう考えているかを知ろうという主旨である。議会に対して政策会議をやれと規定しているから行政も同じようにやれということは違うと思う。ただ、議員は一人で活動しており、議会事務局を充実させてあげる必要はあると思う。

(委員)

議員が何を考えているのか分からないとのことだが、役場から提案してくる議案をするのが第一の仕事だ。

(アドバイザー)

議会として町民から意見を聴く場を年1回は設けましょうという主旨であり、議会への町民参加を進めようということである。行政に対する町民への参加については、審議会への参加、説明会の開催、パブリックコメントの実施などいろいろ規定している。町民が参加する、ということでは同じである。それをまた改めて行政に対して政策会議を設けなさいということになると、現在のたたき台で規定しようとしている審議会などと何が違うのかということになる。町民が参加する手法としては、現在のたたき台の内容で十分ではないかと思う。

(委員)

議会に対して規定しているから行政にも規定するべきという発想は持ってほしくないという主旨を理解してもらう必要がある。そしてそれはどうしてかということ、今アドバイザーが説明してくれたとおりだと思う。町民参加として行政はこれだけのことを規定しているということを理解してもらわないとまずいと思う。私は、議会から出されてきているような規定は必要ないと思う。

(副委員長)

たたき台の案文のままでもよろしいか。

<出席委員了承>

(事務局)

次はNo.39についてである。今のたたき台の内容は、請願、陳情を町民による政策提

案と位置づける旨規定しているが、いただいている意見の主旨はそのようには位置づけないという主旨だと思われる。この点についてご意見をいただきたい。

(委員)

結論から言えば、議会としてまだ勉強会ではやっていない。ただ、これまでの勉強会の中で出てきている意見としては、議会は、行政側が政策としてまとめて議案として出されたものについて可否を議論する。これが従来の流れであった。それが、ここまでやらなければならないのか、ということが随所にある。

また、議会側は予算を持っていない。いろいろ町民会議は提起するが、実態をわかっているのか、という意見もある。それならば、極論としては、この条例の中に予算措置の規定を盛り込めと。理想が実態に近づくようにしてほしいという思いもある。

何人か意見交換しているが、条例の本文まで取り入れてくれという思いまで至っていない意見もある。議会が自ら議会基本条例を作っているならば別だ。その場合の想いと、議員としての自分がいない場でこのようにやれと言われるのとでは温度差がある。議会は現実に人事権は持ってない。予算の権限も持ってない。予算の増額も難しい。その中で政策提案をやれと言われてもできるのか、理想はわからないではないが、という思いが端々に出ている。そういう思いがあることを町民会議の委員の皆さんには理解していただきながら、どう表現するかということは敢えて申し上げなければならないかなと思う。

この部分だけで言えば、自治法が改正になり、委員会でも議案を提案できるようになった。こうした状況を考えれば当然の内容だ。請願、陳情については採択、不採択の結論を出しているが、もっと踏み込んでやって良いという時代に入っている流れの中で、やや外部から言われていることへの思いがあるなという気がする。

(委員)

請願と陳情を政策提案として位置づけるということで、議会としての結論を出すにはまだ至っていない。しかし、請願、陳情は議員自らが政策提言をしているのではなく、第三者、つまり町民が出してきているもの。その内容によっては道路を作してほしいなどというような予算に絡むものもある。それを政策提言、政策提案と位置づけることは難しいのではないかという意見はどうしても出ると思う。その辺りがどうなのかということ。

(アドバイザー)

政策提言と位置づけるかどうかは委員会が判断するということが良いのではないか。

(委員)

書かれているように、政策提言と位置づけるということは難しいのではないかということである。

(アドバイザー)

議会として聴く耳はもっている、その体制は整えているという理解で良いと思う。提出された請願、陳情を政策提言と位置づけるかどうかは議員の判断によることになると思う。何でも政策提言として位置づけるという主旨ではないと思う。

(委員)

議会としては、現に請願、陳情について採択、不採択の決定はしている。ただ、それを政策提言として位置づけると明記されると、「えっ」ということになる。

(アドバイザー)

政策提言として位置づける姿勢を持っているということではないか。

(委員)

実態論として、議会側は予算を持っていないが、町財政は分かっている。請願、陳情の気持ちは分かるが予算の関係で実施できないから不採択にしたり、いつかは実施するべきだということで趣旨採択にしたり、様々な工夫は実際やっている。おろそかにはしていない。必ず裏付けの予算がどうなのかということ判断しながらやっている。やっていることを政策提起として受け止めていることが実態。このように文章化されるとかちんと来る人がいる。

(副委員長)

慎重にやってきていることは理解している。今までは首長提案、議員提案として審議し

てきていたが、請願、陳情をぜひ町民の提案と位置づけていただいで対処してほしいという想いである。

(委員)

もしそうするなら、今の話をきちっと解説・考え方で書くべきだと思う。先程の問題と同じだが、条文の主旨をきちっと記載しておくことが大事だと思う。

(委員)

似たようなことをすでにやっているのであれば、逆に議員のほうから文章をつくって提案していただくか、起草部会に来ていただき検討できないか。

(委員)

議会の勉強会で、意見として出すか出さないかを定めることとなっているため、今のようない意見があったことも勉強会で伝える。

(副委員長)

主旨はご理解いただいているということで、起草部会で再度検討する。

(委員)

町民会議(事務局)から示された回答以外でも、議会からの意見がある。それについても議論する場を設けていただきたい。

(事務局)

議会の意見に対する回答について、議会と協議する場は必要だと思う。

(委員)

議会、行政からの意見については、すべて町民会議にかけて回答するべきだと思う。

(事務局)

町民会議ですべて議論した訳ではないが、起草部会ですべての質問、意見について協議して回答している。

(副委員長)

日程調整し、議会と協議する場を設けたい。

<出席委員了承>

4 行政からのたたき台に対する質問等への対応について(前回配付した資料(自治基本条例たたき台(案)に対する意見(行政))参照)

●(事務局)

「用語の定義」について、「町政」の定義も必要ではないかということ。庁内検討委員会でも、そのほかにも定義が必要ではないかという意見もある。ご意見があればいただきたい。

(委員)

町政は、条例の中にたくさん出てくる。町政を使っている意味は、町と議会の町全体を表すのであれば、しっかり定義をしなければぼやけてしまう。法制的にもできれば規定するべきだと思う。

(委員)

後から「町政」は何を示すのかということになると思う。できれば規定した方がいいと思う。

(アドバイザー)

「町政」は一般的に行政と議会を示すため、必ず規定しなければならないという訳ではないが、この会議で規定するべきという判断であれば、規定しても何も問題はない。

(委員)

規定するべきだと思う。

(副委員長)

「町政」についても用語の定義で規定することとしたい。

<出席委員了承>

●(事務局)

「会議の公開」について、本文で「その他の会議」となっているが、解説にある「会議

規則で規定する会議」を本文で規定してはどうか。「その他の会議」だと、会議と名のつくものすべてと捉まえられてしまうのではないかという意見。

(委員)

議会には公に行われるものもあれば、会派で内々にやる会議もある。私的に行われている会議を公開する必要はない。なんらかの前置きが必要。

(委員)

条文に入れてもいいと思う。

(委員)

「その他の会議」が公の会議だということは分かると思う。会議規則で規定するとした場合、規則の公布権者は議長であるため、この条例で会議の公開について規定しているが、どの会議を公開するかは、規則で決められることとなる。特に規定する必要はないのではないか。

(アドバイザー)

「その他の会議」ではあいまいだと思う。

(副委員長)

会議規則で規定している会議が、何を示すのかを把握して再度協議したい。

<出席委員了承>

● (事務局)

「コミュニティ」について、「協働」と一緒に規定されているが、「町民」のところで「町民・コミュニティ」として規定するべきではないかという意見。

これについては、協働もコミュニティも地域の課題を解決する手段であるため一緒に規定している。構造図の中段、第5章、第7章、第8章の下に第6章、第9章がある。これは、誰が何をやるのかということを表すために、このような構造図になっている。例えば、第8章で行政の責務等を規定し、では、行政は何をやっていくのかを第9章に総合計画、財政運営などと規定している。

(委員)

協働をここに入れてある意味はなにか。

(アドバイザー)

協働は、地域社会の課題を解決するため仕組みであり、地域社会とは何かということコミュニティであるためここに規定した。八雲町は、協働と参加を一緒にした。そうするとその2つの違いがよく分からなくなった。

(委員)

用語の定義の中で「協働」を定義しており、町民、議会、行政がやることとなっているが、構造図の中では、「町民」の下にきている。「コミュニティ」は「町民」の下でいいと思うが、「協働」を「町民」の下に置くのは違うのではないか。

(委員)

考え方は、「コミュニティ」の課題を解決するためには「協働」が必要ということ。現状の規定でも間違いではないと思う。

(委員)

「協働」と「コミュニティ」は近いため、一緒にいいと思う。

(委員)

行政から出てきた案もいいと思う。

(委員)

町民の中に、協働、コミュニティの意識が薄れているため、あえて「町民」のあとに「協働・コミュニティ」をつけている。

(アドバイザー)

町民は個々、コミュニティは集合体であるため、その役割を明確に分けたほうがいい。行政依存から脱却するという意図もあると思う。

(委員)

「町民」「議会」「行政」の下に「協働」を持ってきても良いと思うが、町民は、議会、行政と協働してこれからのまちづくりをしていかなければならないという意味では、町

民の下にあってもいいと思う。

(委員)

本来であれば、基本原則に「情報共有」と「町民参加」と「協働」が謳われているのだから、構造図の中段に「情報共有」、「町民参加」、「協働」を並べて規定するべきだと思う。「住民投票」は町民参加の手法であるため、「町民参加」の下とすることが、見やすいと思う。しかし、協働とコミュニティを一緒にした方が、協働が強調されるために今の規定にしているのであれば、法制的には、まったく問題ない。

(委員)

構造図の第5章、第7章、第8章の上に、協働があったほうが違和感はない。

(委員)

なぜ、ここに「コミュニティ」を規定しているのかをきちんと解説等に記載するべき。

(委員)

いろいろな考えがある。解説・考え方できちんと書くことでいいのではないか。

(副委員長)

協働・コミュニティはこのままで、解説考え方で整理したい。

<出席委員了承>

● (事務局)

「総合計画」について、第9章第4項では「各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図り」となっているが、例えば、「住民に分かりやすく、総合計画との整合性のため各計画を体系化し、各計画の進行管理と評価に努めます。」としてはどうかという意見。事務局としては、行政評価の中で進行管理等が行われるため、個別の計画の進行管理までは謳わなくてもいいと思っている。

(アドバイザー)

意見の中に「必ずしも総合計画を上位計画として、個別計画を策定しているか疑問がある。」とあるが、町の職員はそういう認識なのか。

(委員)

個人の意見であって、職員がそういう認識をもっているという訳ではない。その認識は間違っている。

(委員)

文章は今のほうがすっきりしている。解説で説明してはどうか。

(副委員長)

たたき台の案文のままでよろしいか。

<出席委員了承>

● (事務局)

行財政のところに「危機管理」があるのは、違和感がある。また、危機管理のところで「行政が・・・」から始まっており「公助」が先になっているが、「自助」、「共助」、「公助」の順番ではないかという意見について。

この条例を作成するに当たり参考にしてきた7つの自治体のうち、4つは危機管理を行財政運営のところで規定している。また、その4自治体のうち3自治体は、行政と町民（市民）のことについて規定しており、順番としては、行政の規定をするところであるため、行政（公助）が先に来ている。

(委員)

「行財政運営」という言葉の中に入っているから違和感があるのかもしれない。「行政運営」など章のタイトルを変えれば違和感はないと思う。

(委員)

新たに章立てをする必要はないと思う。

(アドバイザー)

「行財政運営」がいいのか「行政運営」がいいのか、どちらでも問題はないと思う。財政運営という項目があったから、美幌町では「行財政運営」としたのだと理解していた。また、最近の自治基本条例では、危機管理は標準装備である。

(副委員長)

条文は、そのままとしたい。タイトルについては、再検討したい。

<出席委員了承>

5 町民参加のたたき台（修正版）について（協議）

(副委員長)

前回の会議で、町民参加のたたき台についてもほぼ固まったところであったが、改めて他の自治体の自治基本条例や参考資料などを確認してみると、審議会等については、「公開」と「委員の公募」がほぼ標準装備ともいえるくらい、規定されていることから、前回全文削除とした「審議会等の運営」を、「審議会等の委員の選任」として一部復活させていただいた。

その他の若干の変更点としては、1頁目の「参加の対象」の第1の(1)の冒頭に「総合計画」を付け加えた。これは第9章の行財政運営のところでもこのような表現をしており、それにあわせて分かりやすくした。

(6)は前回の会議で確認したとおり(1)に含むものとして削除した。

第4の規定については、前回の会議でもいろいろご意見があったが、起草部会で改めて検討したところ、文章は基本的に前回のもので良いのではないかと考えた。ただ、法制担当者のアドバイスもあり、「行政は」の後ろに「前2項の規定により」を付け加えた。そして、「行政が必要と判断したとき」と「町民からその理由を求められたとき」の位置を入れ替えた。これは、時系列＝時の流れに従って入れ替えたものである。行政が町民参加を求めなかった場合、まず、行政がその理由を公表するかどうかの判断があって、公表しない事項が出てきてはじめて町民が理由の公表を求めることになるのではないかということである。行政が自主的にある事項について理由を公表すれば、町民が同じ事項について理由の公表を求めることはないと思われる。

<出席委員、上記内容で了承>

6 その他

●お配りした資料（右上に「修正案2」と記載してある資料）のとおり、一部修正（下線部分）したのでご覧いただきたい。

●次回の会議は、8月5日（木）18：30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。